

## 貝塚市公共工事の前金払及び中間前金払に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、貝塚市契約規則（平成19年貝塚市規則第9号。以下「規則」という。）第29条の2の規定に基づき行う前金払及び中間前金払に関し、必要な事項を定めるものとする。

(契約期間が複数年度にわたる契約に係る特例)

第2条 契約期間が複数年度にわたる契約における規則第29条の2第1項の規定については、同条第1項中「契約金額」とあるのは、「当該会計年度の出来高予定額」とする。

(中間前金払と部分払の選択)

第3条 中間前金払の対象となる工事において、中間前金払及び規則第30条に規定する部分払のいずれを請求するかは、受注者が選択できるものとする。ただし、原則として、中間前金払を請求したときは、部分払の請求はできないものとし、部分払を請求したときは、中間前金払は請求できないものとする。

(契約期間が複数年度にわたる契約に係る中間前金払の特例)

第4条 契約期間が複数年度にわたる契約における規則第29条の2第2項各号の規定の適用については、同項第1号及び第2号中「工期」とあるのは「契約を締結した会計年度にあっては工期の初日から当該会計年度末までの期間、契約を締結した会計年度及び最終の会計年度以外の会計年度にあっては各会計年度の初日から各会計年度の末日までの期間又は最終の会計年度にあっては当該会計年度の初日から工期の末日までの期間」と、同項第3号中「既に行われた当該工事」とあるのは「当該会計年度において既に行われた当該工事」と、「契約金額」とあるのは「当該会計年度における出来高予定額」とする。

2 契約期間が複数年度にわたる契約において、各会計年度の末期（最終の会計年度を除く。）を行う部分払については、前条の規定にかかわらず、これを行うことができる。

(中間前金払の認定請求)

第5条 中間前金払を請求しようとする受注者は、中間前金払に係る認定請求書（様式第1号）に工事履行報告書（様式第2号）その他市長が必要があると認める資料を添付して、市長に提出しなければならない。

(中間前金払の認定)

第6条 市長は、提出書類等に基づき、次に掲げる事項に留意の上、受注者が規則第29条の2第2項に規定する要件を満たしていることを確認するものとする。

(1) 出来高は、認定の請求があった時点におけるものとして、工事履行報告書により確認すること。

(2) 工事現場に搬入された検査済みの工事材料があるときは、これに相応する請負代金相当額を出来高に含めることができること。

2 市長は、工事履行報告書に記載された出来高の数値等に疑義がある場合には、これに係る資料の提示を受注者に求めることができるものとする。

3 市長は、前条の規定による認定の請求があったときは、受注者から提出された工事履行報告書又は市長が必要として求めたその他資料について、内容の不備又は提出の遅滞があった場合その他特別の事情がある場合を除き、当該請求を受けた日から起算して7日以内（貝塚市の休日を定める条例（平成2年貝塚市条例第8号）第2条第1項に規定する市の休日を除く。）に、第1項による確認の結果を中間前金払に係る認定調査書（様式第3号）により受注者に通知するものとする。

(前金払及び中間前金払の請求等)

第7条 受注者は、前金払又は中間前金払を請求しようとするときは、保証事業会社の保証証書の原本を添付して、市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の請求を受理した日から起算して30日以内に前払金又は中間前払金を支払うものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、前金払及び中間前金払に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。